



元長第 474 号  
令和元年 8 月 14 日

介護保険サービス事業者 様

愛媛県保健福祉部生きがい推進局  
長寿介護課長  
(公 印 省 略)

### 介護サービスの送迎時における事故防止の徹底について

御案内のとおり、県内の通所介護事業所において、利用者を自宅に送り届けるのを忘れ、送迎車内に置き去りにするという、利用者の生命にかかわる重大な事故が発生しました。

については、各事業者におかれては、このような事故が発生することがないように、改めて職員に注意喚起いただくとともに、利用者の乗降時や送迎後の確認を徹底するなど、送迎時における事故の防止と利用者の安全確保により一層努めていただきますようお願いいたします。

なお、万が一事故が発生した場合は、指針に基づき、県地方局、市町等へ速やかに報告してください。

#### [参考]

○介護保険サービス事業者の事故発生時の報告等に係る指針について

※HPアドレス：<http://www.pref.ehime.jp/h20400/kaigohoken/jigyuu/jouhou/jikohoukoku.html>

※検索する場合：①愛媛県庁トップページ ⇒ ②「健康・医療・福祉」をクリック

⇒ ③「高齢者福祉」をクリック ⇒ ④「サービス事業者」をクリック

⇒ ⑤「介護サービス事業者及びサービス利用者の方へ」をクリック

⇒ ⑥「介護保険サービス事業者の事故発生時の報告等に係る指針について」

愛媛県保健福祉部生きがい推進局  
長寿介護課 介護事業者係  
TEL (089) 912-2432  
FAX (089) 935-8075